

広島県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十三年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

庄原市東城町塩原字黒地八の一、八の九、八の二六、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二七五から二八〇まで、二八二、二八三、二八五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）